

最高裁人総第117号

平成28年5月30日

最高裁判所大法廷首席書記官 殿
最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

最高裁判所に勤務する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判
所職員の出勤簿等の取扱いについて（通達）

最高裁判所に勤務する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第22条（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第24条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員を除く。）の出勤簿等の取扱いについては、平成28年5月30日付け最高裁人総第114号事務総長通達「給与簿等の取扱いについて」（以下「給与簿等総長通達」という。）（記第1の1及び記第3から記第6までの定めを除く。）の定めるところによるほか、下記により取り扱ってください。

記

1 課係等及びその長

- (1) 人事院規則9—5（給与簿）第2条に規定する課係等は、別表の左欄に掲げる組織の単位をいう。
- (2) (1)の各課係等の長は、別表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者（そ

の委任を受けた者を含む。)をいう。

- 2 給与簿等総長通達記第2の3の(1)中「平成28年3月25日付け最高裁人能第285号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等について」記第3の6の(2)に定める割振り権者」とあるのは、「平成28年3月30日付け最高裁人能第356号事務総長通達「最高裁判所に勤務する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等について」記2に定める局課の長等」と読み替えるものとする。
- 3 最高裁判所事務総長については、給与簿等総長通達記第2の1ただし書並びに同2及び同3の定めは適用しない。
- 4 この通達に定めるもののほか、出勤簿、登庁簿、欠勤簿及び勤務時間報告書に関し必要な事項は、最高裁判所事務総局人事局長が定める。

付 記

この通達は、平成28年6月1日から実施する。

付 記 (平成30. 6. 28最高裁人総第1193号)

この通達は、平成30年7月1日から実施する。

付 記 (令和3. 3. 22最高裁人総第1200号)

この通達は、令和3年4月1日から実施する。

(別表)

課係等	課係等の長
裁判部	大法廷首席書記官
秘書課	秘書課長
広報課	広報課長
情報政策課	情報政策課長
総務局	総務局長
人事局	人事局長
経理局	経理局長
民事局	民事局長
刑事局	刑事局長
行政局	行政局長
家庭局	家庭局長
司法研修所	司法研修所長
裁判所職員総合研修所	裁判所職員総合研修所長
最高裁判所図書館	最高裁判所図書館長